

# 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 施行令の規定に基づき環境大臣が指定する廃 棄物

発令 昭 和 52 年 8 月 26 日 環 境 庁 告 示 第 36 号

最終改正：平成 17 年 5 月 16 日 環 境 省 告 示 第 40 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項  
第一号に規定する環境大臣が指定する廃棄物は、次のとおりとす  
る。

- 一 廃プラスチック類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行  
令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第三号イ(1)に  
規定する自動車等破砕物（以下「自動車等破砕物」とい  
う。））、同号イ(1)に規定する廃プリント配線板及び同号イ(1)  
に規定する廃容器包装（以下「廃容器包装」という。）である  
ものを除く。）
- 二 ゴムくず
- 三 ガラスくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管  
（側面部に限る。））、廃石膏（ここう）ボード及び廃容器包装で  
あるものを除く。）並びにコンクリートくず（工作物の新築、  
改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）
- 四 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの  
破片その他これに類する不要物（アスファルト・コンクリート

又は無機性の固形状のものに限る。）